

公益法人制度の概要

—公益法人制度改革への日本食品衛生学会の対応を 理解していただくために—

塩 見 一 雄*

1. はじめに

2006年（平成18年）5月に、公益法人制度改革関連3法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が国会で成立した。法律の施行は2008年（平成20年）12月1日で、図1に示すようにこれまでの公益法人（社団法人、財団法人）は特例民法法人（特例社団法人、特例財団法人）となり、5年以内に、すなわち2013年（平成25年）11月30日までに、①公益法人へ移行する、②一般法人へ移行する、③解散する、のいずれかの道を選択しなければならない。公益法人への移行申請あるいは一般法人への移行申請をしなければ自動的に解散の道を選択したことになるが、移行申請が認められなかった場合も法人の意思とは無関係に解散を余儀なくされる。社団法人であった日本食品衛生学会も今は特例社団法人の一つであり、どの道を選ぶべきかをまず組織・運営委員会で、次いで理事会で検討してきた。理事会では「公益社団法人への移行を目指す」という大枠の合意が得られているが、学会の将来を左右する非常に重要な問題であるにもかかわらず新公益法人制度の内容が会員に周知されているとはいえない。そこで、組織・運営委員会の委員として新公益法人問題に取り組んできた立場から、公益法人制度改革の背景や新公益法人制度の概要を以下に紹介し、会員への情報提供としたい。併せて、「公益社団法人への移行を目指す」という理事会の方針に対する会員の理解が深まれば幸いである。

2. 公益法人制度改革の背景

公益法人（社団法人および財団法人）制度の歴史は古く、1896年（明治29年）の民法制定と同時に始まっている。旧民法第34条「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる」が公益法人制度に関する条文で、本条文は100年以上もそのまま維持されてきた。ちなみに日本食品衛生学会は1960年（昭和35年）に設立され、1963年（昭

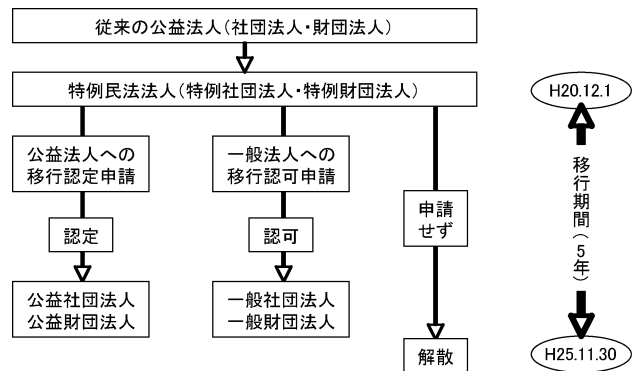


図1. 特例民法法人の3つの選択肢

和38年)には主務官庁である文部省（現文部科学省）から社団法人として認可されている。公益法人制度の見直しは、1999年（平成11年）に財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団（KSD）が設置を目指した「ものづくり大学」に関連して、KSDから政治家への不透明な献金が見られるようになった事件（通称KSD事件）がきっかけである。KSDは政治家との癒着が疑われた法人であったが、そのほかにも官僚の天下り先になっていた法人、税金の無駄遣いをしていた法人、活動実態がほとんどなかった法人など、不要または改善を要すると思われる公益法人が少なからずあったことは事実である。このような法人をできるだけ排除し、民間の非営利活動を推進するために公益法人制度の改革が断行されたのである。なお、公益法人の認定はこれまでは主務官庁の裁量に任されていたが、新公益法人制度では全国規模の公益法人はすべて内閣府の公益認定等委員会が、地方自治体規模の公益法人は都道府県の合議制委員会が判断することになっている。

3. 公益法人への移行認定の基準

一般法人への移行は難しくないが、それに比べると公益法人への移行にはハードルが高い基準が設けられている。「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に公益認定基準の対象として18項目が挙げられているが、そのうち特に重要なのは「法人の主たる目的は公益目的の事業であること」「公益目的の事業収入がその実施に要する費用を超えないこと」「公益目的の事業比率が50%以上であること」「遊休財産額が1年分の公益目的の事業費相当額を超えないこと」の4項目である（後の3項目は公益財

* 東京海洋大学食品生産科学科：〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

表 1. 公益法人および一般法人のメリット・デメリット

法人	メリット	デメリット
公益法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会的信用が高い 2. 税制の恩典がある <ul style="list-style-type: none"> ・公益事業は税法上の収益事業から除外される ・寄附金税制の優遇がある ・収益事業の利益を公益事業に充当することにより、法人税率が軽減する 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公益認定基準（公益財務3基準など）を常に満たす必要がある（満たせなかったら認定取り消しになり、公益目的取得財産残額相当額を他の公益法人に贈与しなければならない） 2. 財務諸表の作成・開示・届出等の義務づけにより会計事務量が増加する 3. 行政庁の指導・監督を受け続ける
一般法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業活動が自由化される 2. 遊休財産の保有制限がない 3. 公益目的支出計画が完了すれば財務諸表の作成・開示・届出等の義務がなくなる 4. 公益目的支出計画が完了すれば行政庁の指導・監督を受けない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会的信用が公益法人と比べて低い 2. 税制の恩典は公益法人ほどない（公益事業についてのみ非課税） 3. 公益目的支出計画を策定しなければならない 4. 公益目的支出計画が完了するまでは財務諸表の作成・開示・届出等は義務づけられる 5. 公益目的支出計画が完了するまでは行政庁の指導・監督を受け続ける

務3基準と呼ばれている)。以下にこれら4項目について簡単に説明を加えておきたい。

3.1 法人の主たる目的は公益目的事業であること

公益目的事業は法人が勝手に主張して認められるものではなく、①学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であること、②不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであること、という2つの要件を満たす必要がある。

①の中の別表には、「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」「文化及び芸術の振興を目的とする事業」「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」「公衆衛生の向上を目的とする事業」「事故又は災害の防止を目的とする事業」など合計23の事業が掲げられている。食品衛生学会をはじめとした多くの学会の事業は「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当するが、幸いなことに本事業は23事業のトップに掲げられている。

②に関しては、「講座、セミナー、育成」「調査、資料収集」「技術開発、研究開発」「表彰、コンクール」など17の事業区分に分けてチェックされている。これら17の事業区分にないものは公益事業ではなく収益事業とみなされる。食品衛生学会の主な事業である学会誌刊行は「調査、資料収集」に、学術講演会やシンポジウムは「講座、セミナー、育成」、学会賞授与は「表彰、コンクール」に該当すると思われる。学会誌の学術論文部分はJ-STAGEを通してオンライン公開しているし、学術講演会やシンポジウムも参加費には差をつけているが非会員にも公開しているので、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与していることは間違いない。学会賞授与が公益か共益かについては公益認定等委員会の判断に委ねられるが、どういう判断になるかは現時点では不明確である（対象者は会員だけであるので共益である、対象者は会員だけであるが会員には誰でもなれるので公益である、という両方の判断が可能である）。

3.2 公益目的事業収入がその実施に要する費用を超えないこと

3.1で述べた2つの要件を満たした公益目的事業であると認定されれば、剰余金がいくら出てもよいというわけではない。公益目的事業による収入はその実施に要する費用を超えないこと（収支相償という）という条件がついている。つまり、公益目的事業は黒字であってはいけないのである。

3.3 公益目的事業比率が50%以上であること

公益法人であっても、公益目的事業のみを行っているとして上記の収支相償の原則から毎年赤字になるので、法人の運営が行き詰まってしまう。そこで、収益事業も一部行うことになるが、収益事業のほうが本業より忙しいような団体は公益性があるとはいえない。公益目的事業比率が50%以上であることという基準は、公益目的事業が主であることを判断する数値目安として設定されているのである。

3.4 遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えないこと

遊休財産額とは、旧法指導監督基準における内部留保に近い財産で資産から負債を控除した純資産のうち、公益目的事業または公益目的事業に必要なその他の活動のために現在使用されていない財産で、かつこれからも引き続き使用の見込みがない財産のことをいう。遊休財産額が多い裕福な法人は公益認定しないという基準である。遊休財産額の上限が1年間の公益目的事業費に設定されているのは、法人の収入源が途絶えた場合でも1年程度は公益目的事業ができるようにという配慮である。

4. 公益法人と一般法人のメリット・デメリット

公益法人と一般法人のメリット・デメリットを表1にまとめた。

一般法人と比べた場合の公益法人のメリットは、社会的信用が高いこと、税制の恩典があること、の2点に集約される。公益法人は、いったん認定された後もハードルが

高い公益認定基準を毎年満たす必要があるし（満たせなかったら認定取り消しになり、公益目的取得財産残額相当額を他の公益法人に贈与しなければならない）、会計事務量の増加、行政庁の指導・監督の継続といったデメリットもある。こうしたデメリットがあるからこそ、それをクリアしている公益法人の社会的信用が高いのは当然である。特例民法法人から公益法人あるいは一般法人への移行とは別に、新しい法人は今後も多数設立されるであろうが、その大部分は比較的簡単に設立できる一般法人であると考えられる。したがって、公益法人の社会的信用は、その他大勢の一般法人と比べると将来的にますます高くなっていくと予想される。公益法人は社会的信用が高いだけでなく寄附金税制の優遇措置（寄附者自身の税金控除制度）があるので、類似の事業を営んでいる一般法人より寄附金を集めやすくなり、それだけゆとりをもって事業を行うこともできるであろう。

一方、一般法人は社会的信用や税制の面では公益法人より劣るかもしれないが、公益法人のデメリットがなくなるというメリットがある。自由に事業活動を行えるし、会計事務の煩わしさや行政庁の指導・監督からも解放される。ただし、特例民法法人から一般法人に移行したときに公益目的財産額がある法人（食品衛生学会も該当する）は、適正な公益目的支出計画を立てて一定期間内に費消する必要がある。また、公益目的支出計画が完了するまでは、公益法人同様に財務諸表の作成・開示・届出等を義務づけられ

るし、行政庁の指導・監督も受けることになる。

5. おわりに

食品衛生学会の理事会では、今後も学会誌の刊行、学術講演会の開催などの公益目的事業を主たる目的として社会に貢献するために、多少のデメリットはあっても「公益社団法人を目指す」ということで大枠の合意はできている。最近、食品衛生学会の事業内容および予算・決算内容をコンサルティング会社2社に評価してもらったが、2社とも「学会の主たる目的は公益目的事業であり公益財務3基準も満たしているので、公益社団法人への移行申請を推奨する」という結論になっている。2社の評価結果は理事会の合意を後押しするものであり、これから公益社団法人への移行申請の準備を具体的に始めることになる。ただし、特例民法法人になっている学会で公益法人への移行を申請した学会はまだないので、準備を早めに始めるのにこしたことはないが、申請時期などについては他学会の動きもみながら慎重に検討する必要がある。

本稿は新公益法人制度の概要を会員に周知するとともに、「公益社団法人を目指す」という理事会の方針を理解してもらうのが趣旨である。理事会の方針については、総会、評議員会などを通してさらに議論を深め、会員の了承を得ていくことになる。ただし、ご意見等があればいつでも事務局にお寄せいただきたいと思います。本稿を終わりにしたい。